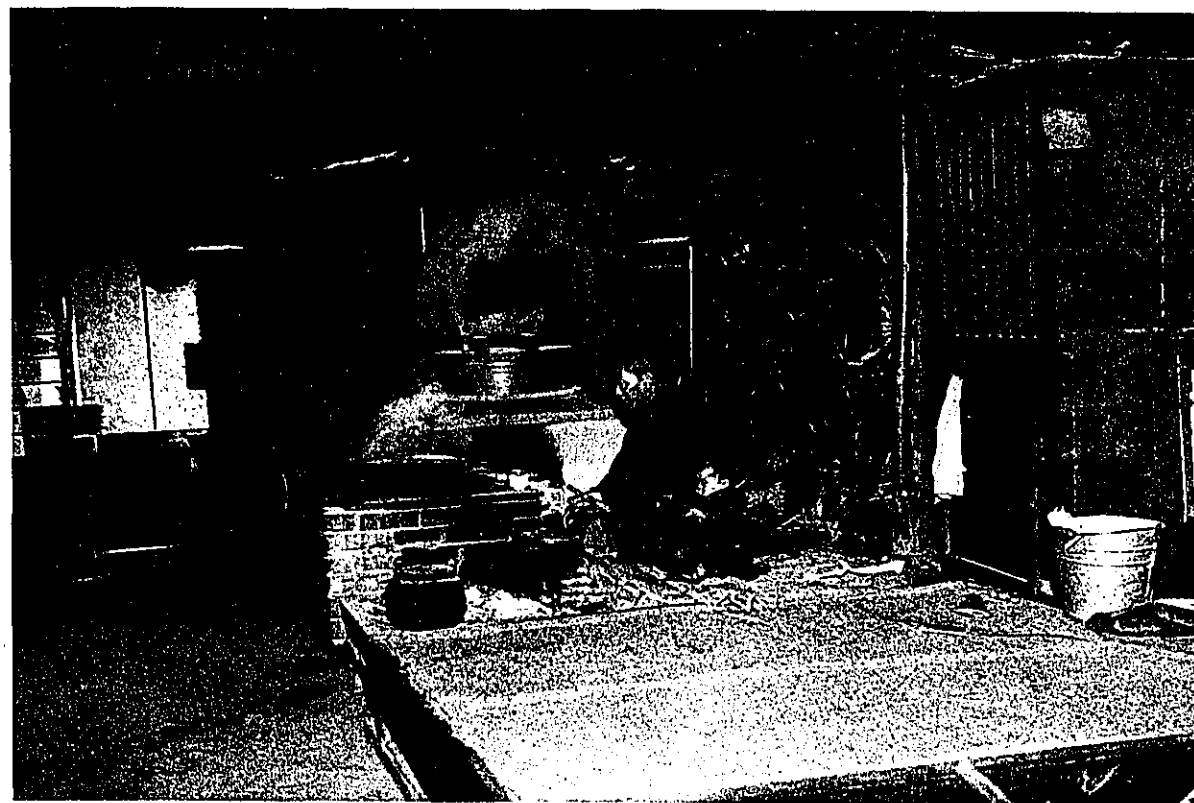
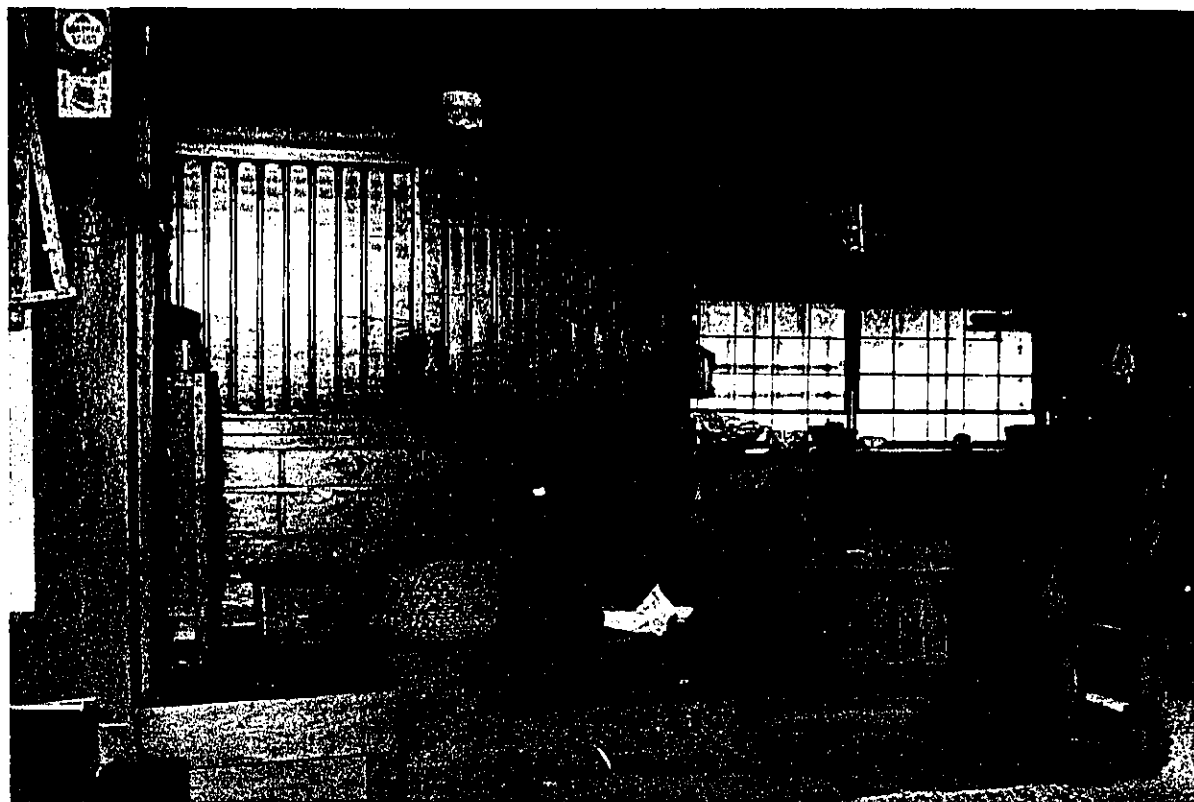
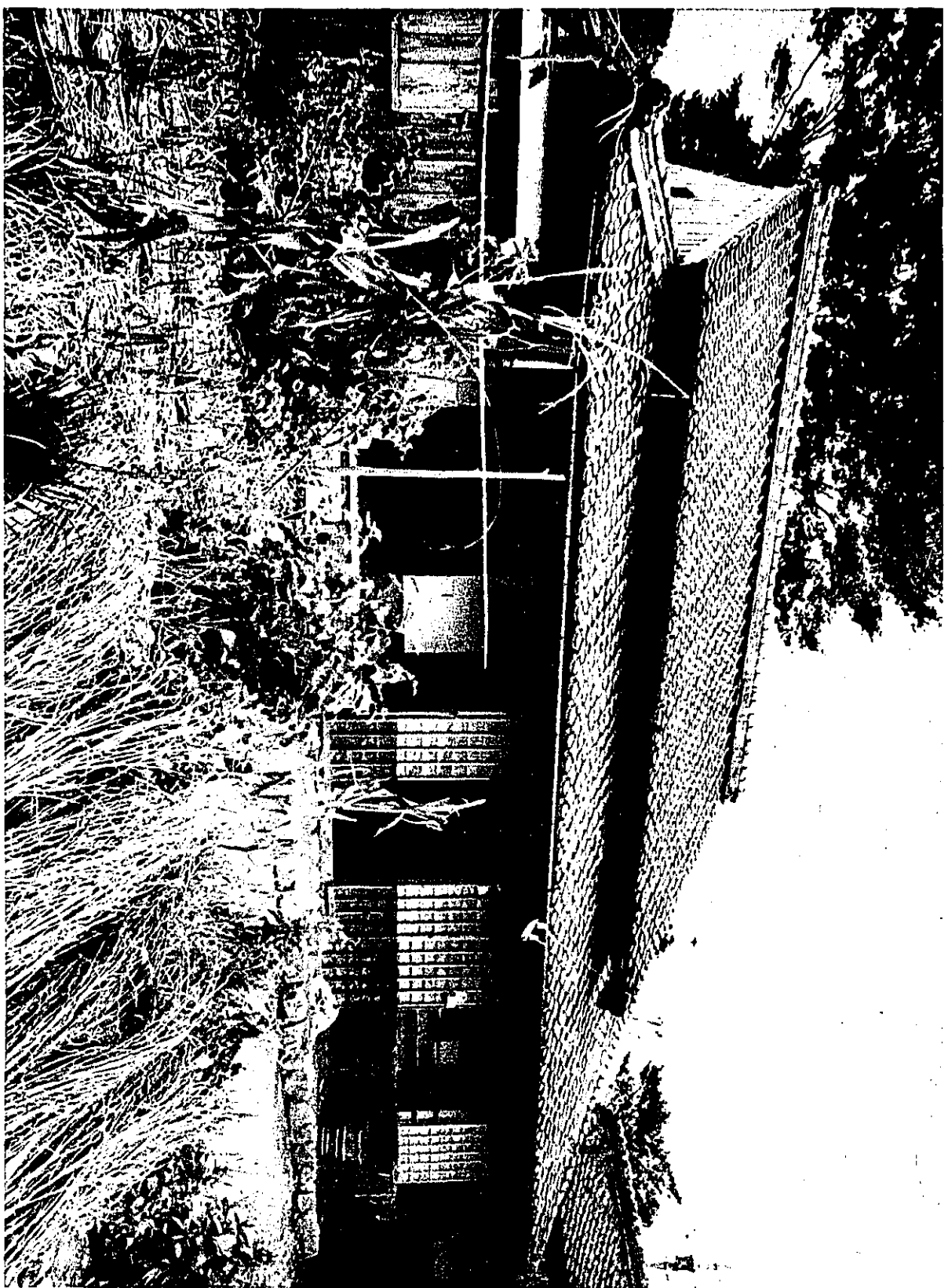




津田村 中西角兵衛氏



大内山村 服部安太郎氏 23



赤羽村 船田彌右衛門氏

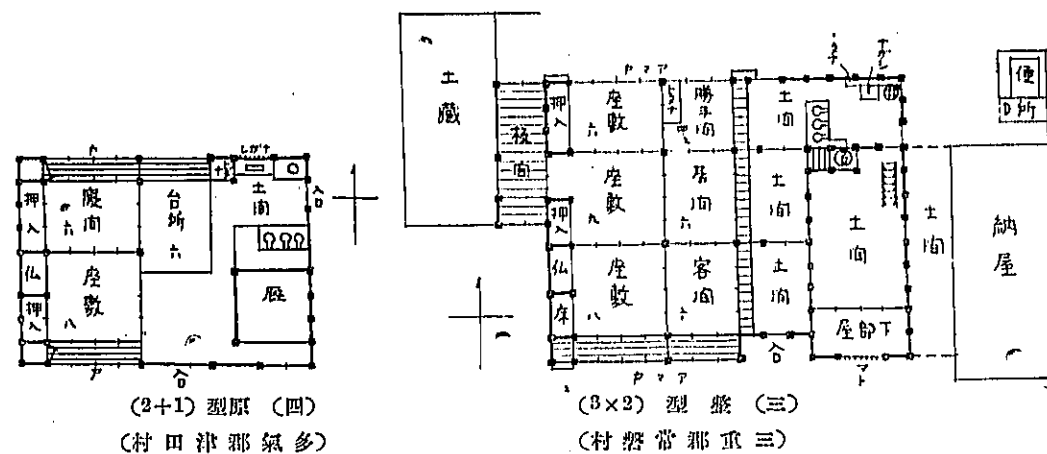
縣下の概観

北部の伊賀國と一志郡以北の伊勢國の北半地方には主として四間取の整型(第一圖)が大多數を占て居るが、是れに次いで 3×3 の六間取(第二圖)と、奥行三室の 3×2 (第三圖)のものが多く、又四間取の下手の後半に一室ニワの方に接屬して居る五間のもものが六間取のものよりも多數存在して居る。

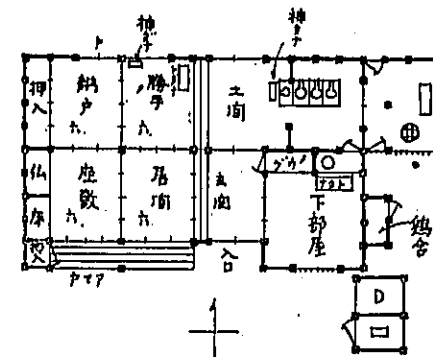
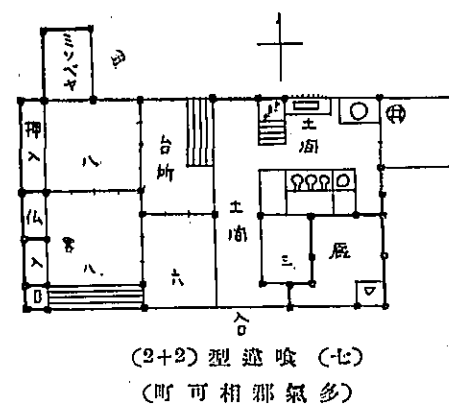
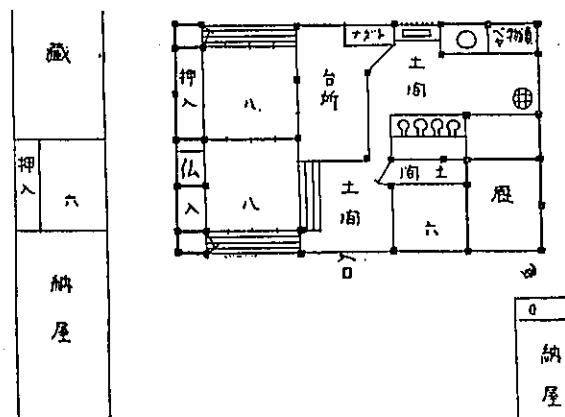
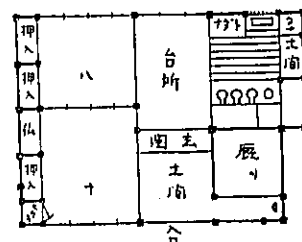
此の整型の間取は三重郡地方では土間の間口三間半位のもものが最も多く、前後に仕切があつて入口のニワの下手隅には必ず下部屋か又は廐があり、表の居間の上り端には三尺幅の板間があり、裏の勝手の上り端には一尺五寸又は六尺幅の板間がある。又幅の狭い上り段が奥迄真直に通つて居るものがある。竈は下部屋の後のニワの中央に並んで設けられたものが多く、又此の下手の外部に水屋が母屋に突出して接續して居るものが少しある。此の水屋に井戸と流しがあるが、又外に流しがあるものもある。

伊賀國阿山郡地方も同じく整型の分布地方であるが 3×3 を四間取りと云ひ 3×2 の六間取を三間續きと云ふて居る。然し古い家の間取には四間の喰違の形式のものが多く残つて居る。此の地方ではニワの前後の仕切が無く、臺所のニワに接して板間を設け是れにクドが接して設けてある。又ニワの入口の下手に牛舎が設けてある。

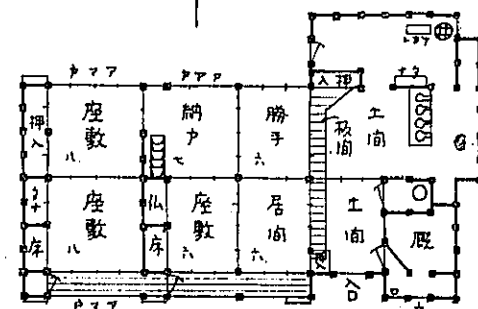
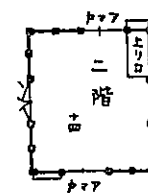
伊勢國の南方では多氣郡を中心として一志郡、飯南郡地方に原型及び喰違型の特殊の形式が分布して居るが、是れは 3×1 の原型(第四圖)で、西側の上手に座敷と寢間が前後にあり、寢間の下手に臺所がニワの方に接續して居る。又ニワの入口の下手には廐が前向きに仕切つてあるので、後の臺所と前の廐とが斜に接近して、その間が極く狭く或るものは三尺位の通路しかなく(第六圖)、又或るものは兩者の隅角が接觸して入口の土間と、廐の後の炊事の土間とが全く離れて居るものがある(第五圖)。廐の後の壁に接して板間に蒲敷の釜座があり、その端にクドを並べて設け、釜座に座つて、火を焚付ける様に出來てゐる。従つて廐と臺所とが接觸した場合には自然臺所から釜座に接續して裏



(3×2) 型整 (三)
(村磐常那重三)



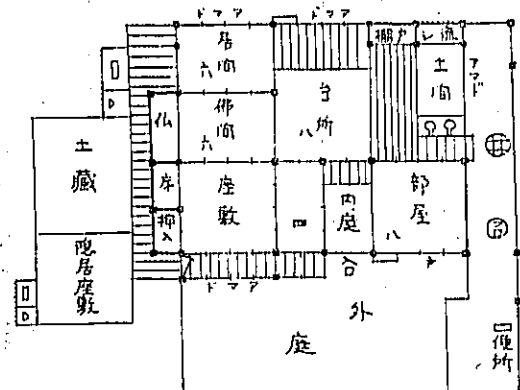
(3×2) 型整 (一)
(村蔵海那重三)



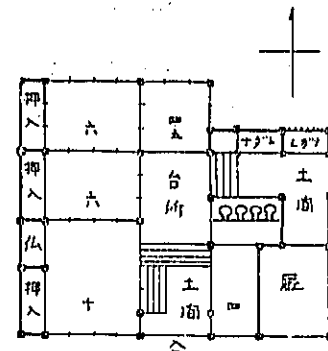
(2×3) 型整 (二)
(村前神那重三)

口の土間が小さく残される。此の間取が更に大きくなると四間取の喰違(第七圖)となり、下手前のニワが居間になつて居るのであるが、是れは既に縦喰違として、四國、中國及び畿内地方で説明したものと同じである。

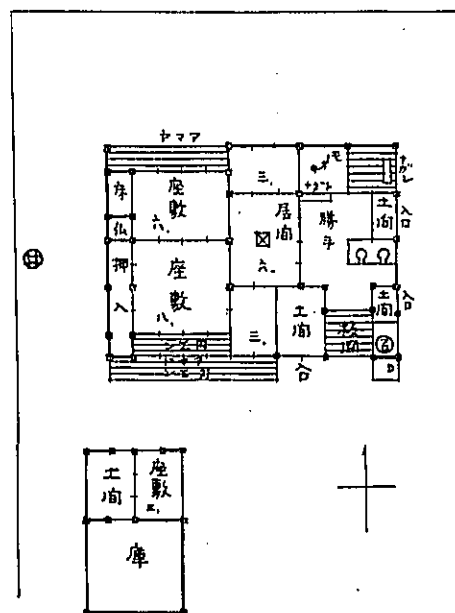
更に南方の度會郡から紀伊國にかけては臺所が廣くなり、入口のニワが狭く僅か一坪か二坪位の面積になり、又臺所の土間は殆んど無くなり、或るものは全く土間のないものがあり、入口の土間の様子等も住家の形式に似てゐる。此の様な形式は純農の間取よりも準農型と云ふ方が適して居る。厩なども母屋になく別棟になつて居る。間取は大體に於て喰違の型式であるが、上手に口座敷と奥座敷があり、その下手に寢間と臺所と入口の土間を取つてある。是れは前述の多氣郡の原型から普通の四間取の喰違型が出来るのに反して臺所の後の方に寢間を取つて居る。此の型式は更に紀伊國にかけて相當多く分布して居るものである。



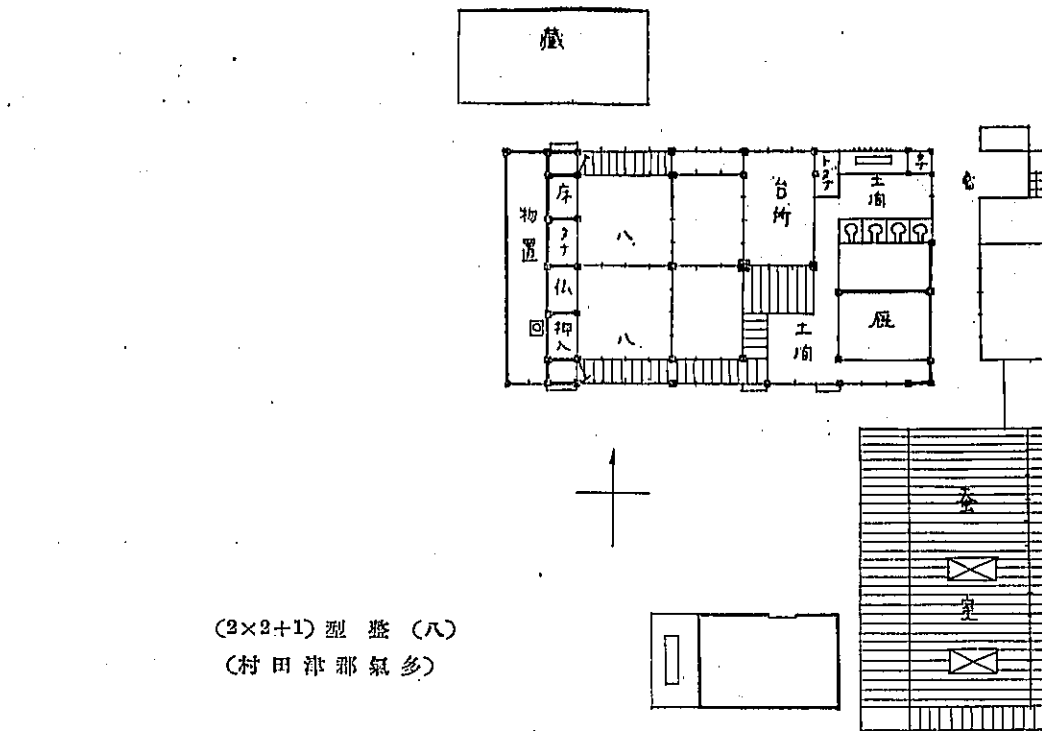
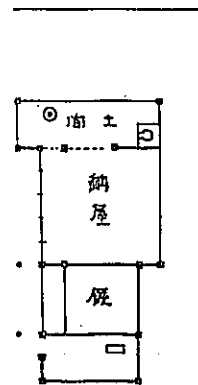
型農準(一)
(村田有那會度)



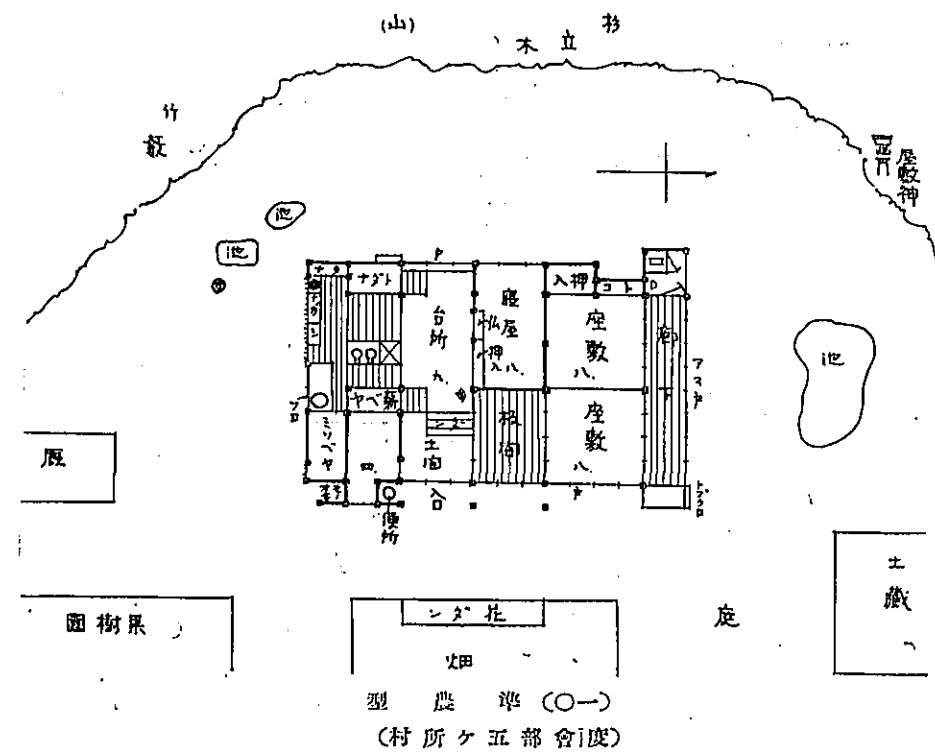
型農準(九)
(村奈佐那氣多)



型農準(二)
(村崎松那會度)



(3×2+1)型農準(八)
(村田津那氣多)

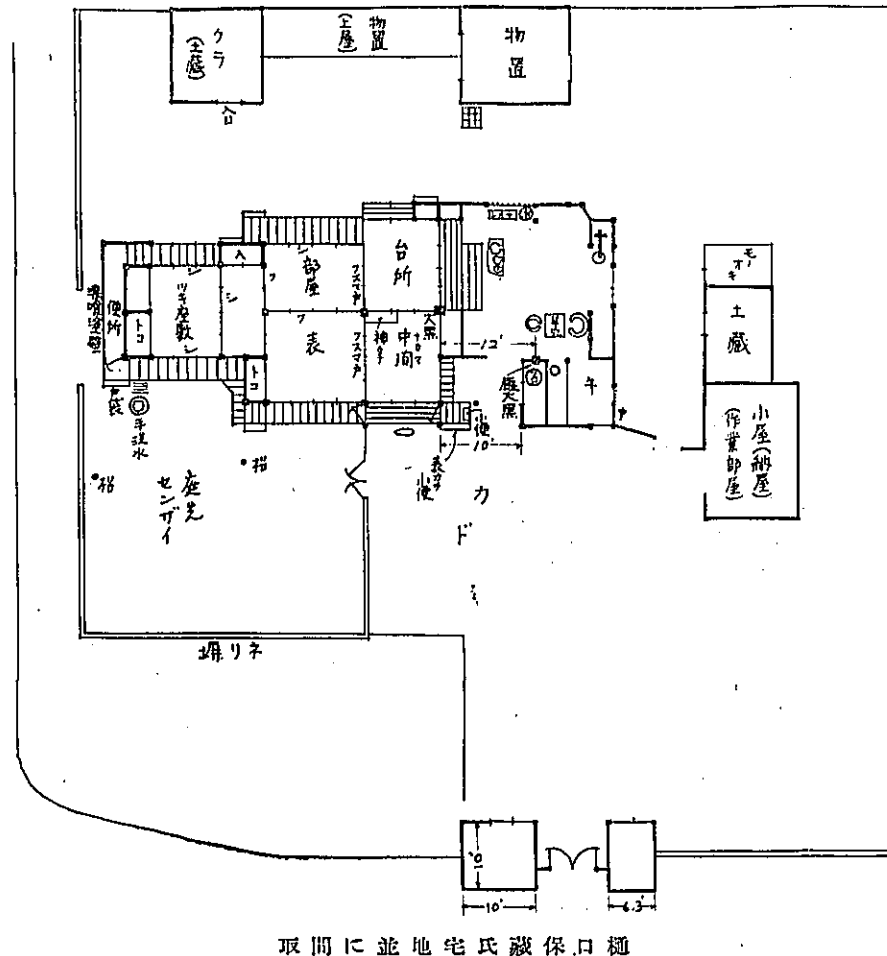


型農準(〇)
(村所ヶ五那會度)

圖版説明

圖版第十六、第十七 三重縣下伊賀國阿山郡は近江と山城に接した山國で、中央の盆地に上野町の城跡があり、その北隣りの部落が三田村である。

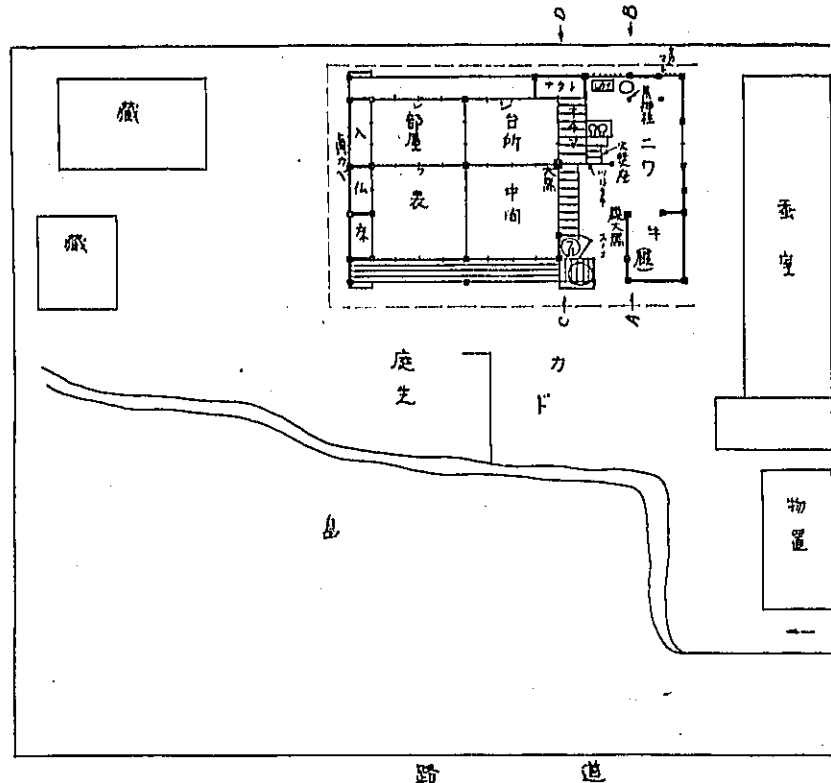
此の圖は樋口保藏氏宅であるが間取りは平凡な四間取りで是れに上手にツキ座敷（織座敷の意か）が増築されて居る。安政三年の大地震に家が倒れて、その翌年此の家が建てられたものだそうである。此の部落でも、古い家には四間の喰違型の家があるが新らしくなると整型の四間取りになつて居るようである。ニワの上手に大黒柱があり下手に厩大黒があり、其他天差シ、舩カケ、大差シ、梁ハサミ等の梁が組み渡してある。又柱の下部礎の上に栗又は櫟の方形の盤を置き、此の上に柱を立てる風習がある。是れを「下駄を履かす」と云ふて居るが、他の地方に見ぬ珍しい風である。



取間に並地宅氏藏保口樋

圖版第十六上圖は屋敷の長屋門構とその奥に母屋が見えて居る。下圖は母屋の全景であるが、棟の作りなどは近江大原村のものと全く同様である。

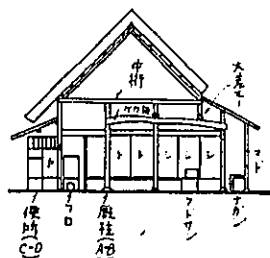
圖版第十七は同家のニワの内部でクドサンと流しの方を見たものである。此の家のクドは臺所から離れてニワの方を向いて並んでゐる。又大釜も庭の手前の方に見えて居るが此の様な配置は古い形式ではないが一般に行はれて居る様である。



取間に並地宅氏藏熊尾中

圖版第十八、十九 前圖版と同じく三田村の中尾熊藏氏宅であるが、間取も整型の四間取りで前面の二室が八疊、後方の二室が六疊になつて居るから六八の四間取と呼んで居る。

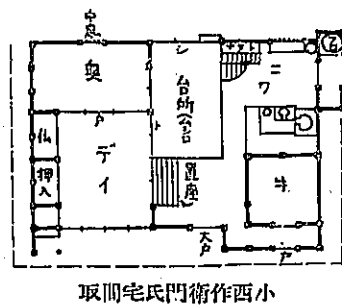
此の土地の大地に開いた所によると古い構造では柱の上にツツ梁を渡し此の上に桁を置き、合掌の端を此の桁に突き差してある。



圖面斷横

車に重り下げてあり、蒸し風呂に使用する様に出来て居る。此の様な形式のものは中部地方に往々見る事が出来る。又此の風呂の外側には小便所があつて、風呂の排水も一緒に溜る様になつて居るが、近頃此の様な風習が残つて居る地方は少なくなつた。

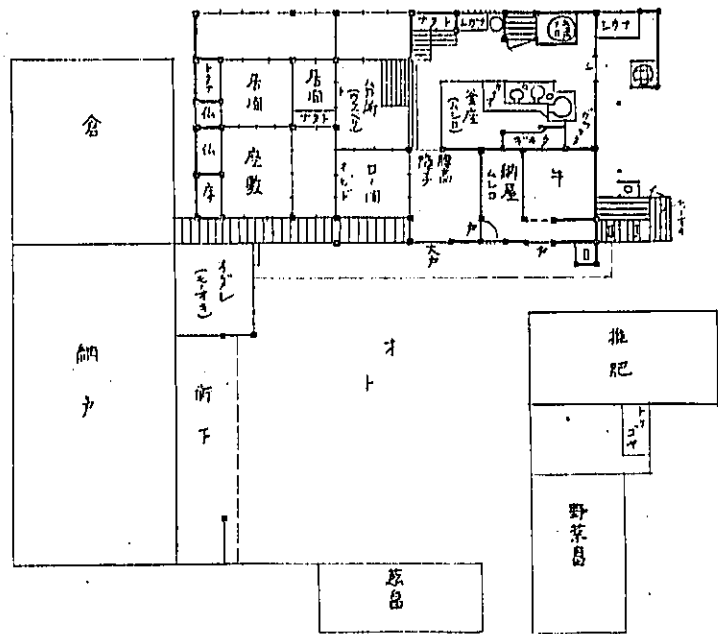
圖版第二十 伊勢國の南部は概観でも述べた様に北部と様子がかなり變つて居る。圖版第二十は多氣郡津田村小西作左衛門氏の宅で本縣の概説でも述べた通り可なり地方的特性の明かな原始的間取である。即ち上手にデイと奥があり、その下手に臺所がある。此の様な間取は他の地方には見られないものである。北陸系として説明した小間入りの原型のものとも異り、又四國、九州などのものとも異つて居る。が然し、どちらかと云へばそれらの方のものに近い様に思はれる。殊に更に一室増して喰違の四間取りになると四國地方から中國畿内地方にかけて既に多く説明して來た間取の形式となるのであるから、縦喰違の四間取の原型と見るのが妥當であると思ふ。兎も角此の土地に特に次の様な原始的な住家型式が残つて居る事は珍らしい事である。



圖版の上圖は同家の全景であるが勾配の急な葛屋に瓦屋根の庇を葺下した單純なもの、同下圖は臺所とデイとの仕切のあたりからニワを眺めたもので藪を敷いた釜座の端にカナヲ（近江國甲賀郡大原村渡邊國藏氏の宅でカナゴサンと云ふ）があり、又クドが並んで居る。此の様な釜座が牛舎の壁の後に設けられて居る事も他の地方には見られないものである。

圖版第二十一、第二十二 前圖版と同村の中西角兵衛氏の宅であるが六間取の喰違で $2 \times 2 + 2$ の形をしてゐる。

普通は四間取りで中央の間に一間の中ノ間がないものが多いのである。此の家は瓦葺の中二階建であるが間取は一般

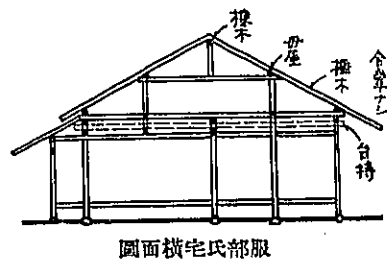


中西角兵衛氏宅並取間

の葛屋と同じで殊にニワの釜座や臺所、流しなどは變つて居る。圖版第二十一の上圖は母屋と倉等の全景であるが、前の庭をオトと云ふて居る。下圖は釜座から流しと戸棚を見たものである。圖版第二十二は釜座を寫したもので、カナオとクドの向ふに大釜があり、裏入口の向ふに井戸が見えて居る。

圖版第二十三 伊勢國の南端度會郡大内山村服部太郎氏の宅の例であるが、此の間取は圖版第二十二の小西作左衛門氏の原型三室の下手臺所の後に寢間が増建された型式になつて居る。即ち四間取の喰違が普通前の入口のニワの方に擴つて居るのと反對に、後の方に

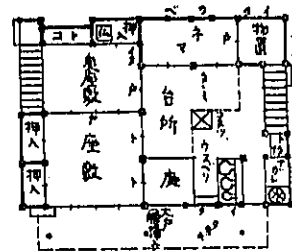
寢間が取られた形である。是れは次の紀伊國内の間取と同様であるのを見ても此の地方の特殊性を持つたものを見る事が出来ると思ふ。尤もニワの方の有様は多氣郡地方の厩舎と其の後の釜座がなくなつて廣い板間となつて居るのが異つてゐる。従つてニワの廣いものがなく住居本位の間取になつて居る。又納屋、牛舎、便所、土藏等は別棟になつて居る。圖版第二十三は同家の全景であるが瓦葺で前方に庇が別に葺下してある。



服部氏宅横面圖

圖版第二十四 紀伊國北牟婁郡赤羽村船田

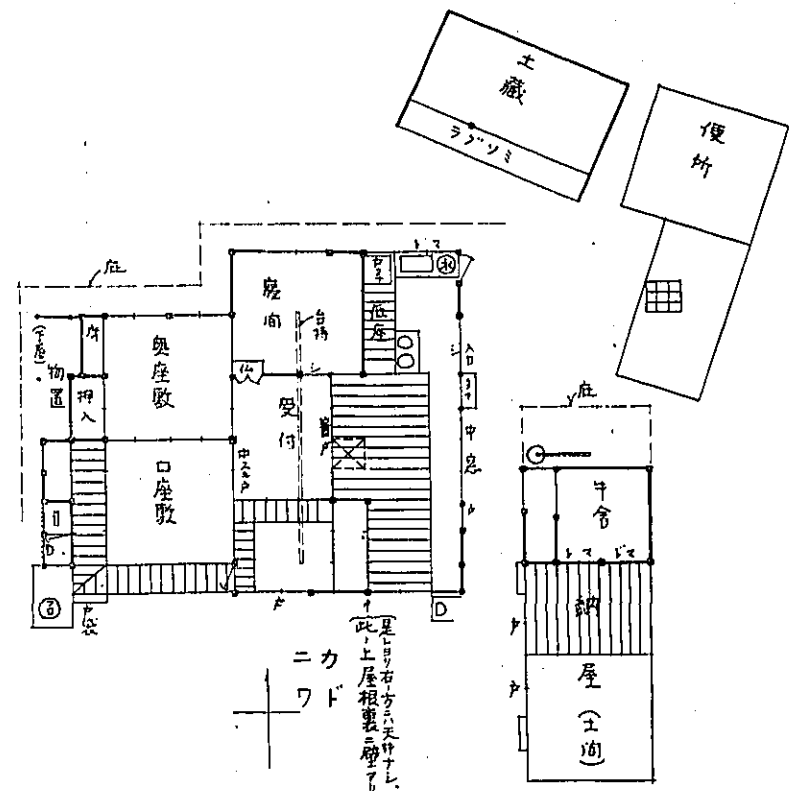
彌右衛門氏宅であるが、間取は前圖の例と同じ型式であるが、此の家は全體が矩形に纏つて居る。そして細長い寢間が臺所の後に取られ且つ臺所の勝手出入口のニワが無くなつて、前の大戸の入口のニワが一坪あるのみとなり、住居本位の間取となつて居る。



取間宅氏門衛彌田船

圖版第二十四上圖

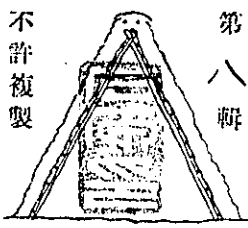
は同家の全景で柳葺の石置屋根となり、前方に庇出が深くなつて居る。同下圖は臺所の内部を寢間の前方から流しの方を寫したものであるが、母屋の全景の寫眞によつて見ても明な様に下手の一間は母屋から下屋にして葺下したものであるが、是を此の臺所の寫眞で見るとクドの前の柱から下手がその葺下しの部分に當つて居るわけである。



服部安太郎氏宅地並に間取

路 道

第八輯(第八回配本)
日本農民建築
第八輯



不許複製
著作権之檢証
定價金參圓五拾錢

昭和十二年二月二十三日印刷
昭和十二年二月二十八日發行

著 者 石 原 憲 治
發行者 秋 葉 啓
印刷者 大 江 恒 吉
發行所 聚 樂 社
東京市本郷區根津須賀町七
電話東京七九七六
電話下谷八三二五

